

【横断歩道橋定期点検業務積算基準】

- 委託業務料の構成は、「設計業務等標準積算基準」の設計業務等積算基準に準じる。
- 委託業務料の積算は、「設計業務等標準積算基準」の設計業務等積算基準に準じる。
- 旅費交通費、電子成果物作成費は、「設計業務等標準積算基準」の設計業務等積算基準に準じる。

内訳書(単価表)

(10橋当たり)

作業項目	業務	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
計画準備							
業務計画書作成	内業	1.0	1.0				
現地踏査	外業	1.5		1.5	1.5		
実施計画書作成	内業	0.5	0.5		0.5		

(10橋当たり)

作業項目	業務	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
関係機関協議および協議用資料作成							
関係機関協議および協議用資料作成	内業	0.5	0.5		0.5	1.0	

(10橋当たり)

作業項目	業務	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
定期点検							
横断歩道橋	内業			0.2	0.2	0.2	
	外業			3.5	3.5	3.5	
点検表記録様式の作成	内業			1.0	0.5	0.5	

(10橋当たり)

作業項目	業務	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
報告書作成							
報告書作成	内業	0.5	1.0	1.0	1.0	1.5	

(1業務当たり)

作業項目	業務	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
打合せ協議							
業務着手時	内業	0.5	0.5				
中間打合せ	内業		0.5	0.5			
成果物納入時	内業	0.5	0.5				

※ 中間打合せは、1業務当たり1回を標準とし、業務内容を勘案して追加することができる。